

「上野三碑をよむ」

群馬県立女子大学 北川 和 秀

1. 上野三碑は国の特別史跡

* 国指定の史跡は一七七三件（群馬県内の史跡は四七件）。そのうち、特に重要なものは特別史跡に指定されている。特別史跡は全国でわずかに六一件のみである。そのうち、群馬県内の特別史跡は三件。それが上野三碑。

* 日本に現存する七〇八世紀の石碑は一四基。そのうちの三基が上野三碑。

2. 山ノ上碑



【釈文】

辛巳歳集月三日記

佐野三家定賜健守命孫黒壳刀自此

新川臣児斯多々弥足尼孫大児臣娶生児

長利僧母為記定文也 放光寺僧

【訓読文】

辛巳の歳集月三日記す。

佐野の三家と定め賜ひし健守命の孫黒壳

刀自、此れ新川臣の児斯多々弥足尼の孫大

児臣に娶ひて生める児、長利僧、母の為に

記し定むる文也。放光寺の僧なり。

健守命 ― ― 黒壳刀自

長利僧

新川臣 ― 斯多々弥足尼 ― ○ ― 大児臣

《参考》

・ 檉直伝之我持往稲者馬不得故我者反来之故是汝卜部（何字か疑問あり）

・ 自舟人率而可行也 其稲在処者衣知評平留五十戸旦波博士家

（滋賀県西河原森ノ内遺跡出土木簡。天武朝中期）

・ 棕直伝ふ。我が持ち往たりし稲は、馬得ぬ故に、我は反り来し。故、是の汝卜部、自ら舟人率て行くべし。其の稲の在処は、衣知評平留五十戸の旦波博士の家ぞ。



【**釈文**】

弁官符上野国片岡郡緑野郡甘
良郡并三郡内三百戸郡成給羊
成多胡郡和銅四年三月九日甲寅
宣左中弁正五位下多治比真人
太政官二品穗積親王左大臣正二
位石上尊右大臣正二位藤原尊

【訓讀文】

弁官の符に、「上野国片岡郡、緑野郡、甘良郡、あは併せて三郡の内三百戸を郡と成し、羊に給ひて、多胡郡と成す」とあり。和銅四年三月九日甲寅の宣なり。左中弁正五位下多治比真人、太政官二品穂積親王、左大臣正二位石上尊、右大臣正二位藤原尊なり。

○参考 1

①上野国甘良郡の織裳・韓級・矢田・大家、緑野郡の武美、片岡郡の山等の六郷を割きて、別に多胡郡を置く。
(続日本紀 和銅四・三・六) 七二

②

多胡郡
山字 也赤奈
武義
織裳 袴利毛
八田
辛科 加良奈
大家

(高山寺本和名抄)

*吉井町黒熊の奈良時代の寺院跡とされる遺跡からは「山字乙稻目」やまのねのおいなめという文字のある瓦が出土している。

○参考 2

・上野国に在る新羅人子午足等一百九十三人に姓を吉井連と賜ふ。よしみのむらじ

(続日本紀 天平神護二・五・八) 766



【釈文】

上野国群馬郡下賛郷高田里
 三家子孫為七世父母現在父母
 現在侍家刀自池田君目頼刀自又児加
 那刀自孫物部君午足次瓢刀自次乙瓢
 刀自合六口又知識所結人三家毛人
 次知万呂鍛師礬部君身麻呂合三口
 如是知識結而天地誓願仕奉
 石文

神龜三年丙寅二月廿九日

【訓読文】

上野国群馬郡下賛郷高田里の三家の子孫、七
 世の父母・現在の父母の為に、現在侍る家
 刀自、池田君目頼刀自、又児加那刀自、孫物
 部君午足、次に瓢刀自、次に乙瓢刀自、合
 せて六口、又知識に結べる人、三家毛人、次
 に知万呂、鍛師礬部君身麻呂、合せて三口、
 如是知識に結びて天地に誓み願ひ仕へ奉る
 石文。

神龜三年丙寅二月廿九日

○参考1（氏族について）

- ・上野国甘楽郡の人外大初位下礬部牛麻呂ら四人に姓を物部公と賜ふ。

（続日本紀 天平神護二・五・二〇）766

○参考2（「知識」について）

- ・菩薩の大願を發して、盧舍那仏の金銅像一軀を造り奉る。国の銅を尽して象を鎔、大山を削りて堂を構へ、広く法界に及して朕が智識とす。……この富と勢とを以てこの尊き像を造らむ。事成り易く、心至り難し。……是の故に智識に預かる者は懇に至れる誠を發し、各介なる福を招きて、日毎に三たび盧舍那仏を拜むべし。

（続日本紀 天平一五・一〇・一五）743

○参考3（「誓願」について）

- ・皇后、体不予したまふ。則ち皇后の為に誓願ひて、初めて薬師寺を興つ。

（日本書紀 天武九・一一・一二）680

七二六	七二五	七二四	七二三	七二二	七二一	七二〇	七一九	七一八	七一七	七一六	七一五	七一四	七二三	七一二	七一一	七一〇	七〇九	七〇八	七〇七	七〇六	七〇五	七〇四	七〇三	七〇二	七〇一	六九四	六八七	六八六	六八五	六八四	六八三	六八二	六八一	西 曆																										
神 龜						養 老			靈 龜						和 銅			慶 雲			大 宝			天 武一〇			持 統 元	朱 鳥 元	一 四			一 三	一 二	一 一	年 号																									
三	二	元	七	六	五	四	三	二	元	二	元	七	六	五	四	三	二	元	四	三	二	元	三	二	元	八	持 統					天 武			天 皇																									
					長屋王					不比等 藤原					石上 麻呂																	執 政																												
【金井沢碑】郷名二 字化推進の民部省口宣					太安麻呂没					日本書紀撰進					養老律令成立					風土記撰進の詔					【多胡碑】平城京に遷都					この頃、国名を漢字二 字化					大宝律令を制定 大宝律令を施行					藤原宮に遷都					天武天皇没					八色の姓を制定					【山上碑】					事 項